

高齢者訪問理容助成事業のご利用について

大阪府理容生活衛生同業組合松原支部（以下、理容組合）の協力を得て、訪問理容サービスの助成を行います。助成を行うことで、訪問理容サービスを広め、日常生活の健康を保持し、福祉の増進を図ります。

・利用できる方（すべてに該当）

- ①松原市内のご自宅で生活をしている、65歳以上の方。
 - ②理容院に出向くことが困難な状態。（ひとりで外出が困難であること）
 - ③要介護認定を受けており要介護（1～5）の方。介護保険証で確認。
- ※病院や高齢者施設に入院・入所、高齢者向け住宅を利用中の方は利用できません。
※年度途中で、介護度が要支援1・2に認定された方は、以後利用できません。

・申請方法

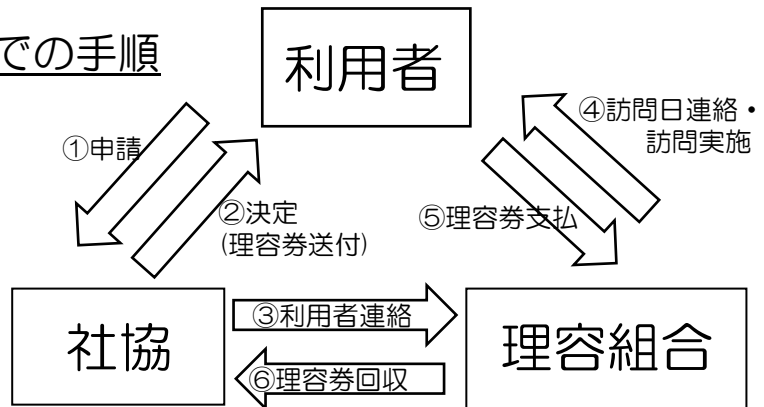
「高齢者訪問理容助成事業申請書」と介護保険証（コピー可）を下記までご持参下さい（代理人も可）。
申請は毎年度必要です。

・助成回数

年間4回（申請月により変更します）
※理容券を使用する場合、自己負担はありません。

・理容サービスを受けるまでの手順

- ①申請[介護保険証持参]
- ②決定、理容券送付
- ③利用者連絡
- ④訪問日連絡、訪問実施
- ⑤理容券支払
- ⑥理容券回収



※利用者の身体状況やご自宅の環境により、実施できない場合があります。
※毛染め、パーマはできません。顔そりもできない場合があります。
※付添人や、物品（洗面器、お湯、新聞紙など）がいる場合は、利用者で準備をお願いします。

・申込先

松原市社会福祉協議会 総務課 生活支援係
松原市阿保 1-1-1 松原市役所東別館内 3F TEL 072-333-0294